

千葉県中央会会員の皆さまへ耳寄りなお知らせです!!

一般で加入するよりもお得!

中央会の共済制度

～新しい時代を勝ち抜く経営者の皆さまへ～

☀ オーナーズプラン ～中央会会員組合加盟企業の皆さま向けの制度です!～

➡ 経営者の多様なニーズにお応えするために経営者総合保障共済に加え、次のようなプランを取り揃えております。

I 型：Aタイプ（積立保険型）：3年ごと利差配当付 **利率変動型新積立保険**

～大型保障と、資金の積立機能を備え、企業の発展に合わせて見直しも可能なプラン～

- 【特長】
1. 万一の場合の大型保障で、事業保全資金・死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。
 2. 新積立保険の機能を活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源を計画的に準備できます。
 3. ご加入後も、保障内容や払込保険料を見直すことができます。
 4. 保障（定期保険特約 2007 等）部分の保険料は、損金処理が可能です。
 5. 3大疾病や特定要介護状態（180日継続）等で所定の状態になった場合の生前給付保障も準備できます。

：Bタイプ（終身保険型）：5年ごと利差配当付終身保険 **終身保険**

～一生涯安心の終身保障プラン～

- 【特長】
1. 終身にわたり、万一の場合を保障します。
 2. ご勇退時に、解約返戻金を退職慰労金の財源として活用できます。
 3. 所定の3大疾病や所定の特定要介護状態（180日継続）等で所定の障害状態になった場合の生前給付保障も準備できます。

II 型（医療保険型）：無配当 **新医療保険 2007**

～医療保障を重視するプラン～

- 【特長】
1. 短期入院から長期入院までの安心の医療保険です。
 2. ストレス性疾患や生活習慣病を重点保障する特約などあなたに合った保障をプラスできます。
 3. 一生涯保障の「終身型」と加入時の保険料が割安な「有期型」から選択可能です。

III 型（養老保険型）：5年ごと利差配当付 **養老保険**

～退職金の財源に重点を置き、さらに保障を備えたプラン～

- 【特長】
1. 万一の場合、保険金をお支払いします。保険金額は常に同額です。
 2. 満期時には、満期保険金をお支払いしますので、退職慰労金等に充てられます。

IV 型（定期保険型）：無配当 **低解約返戻金型定期保険**

～保障準備と将来の計画的な資産づくりにバランスの良い定期保険プラン～

- 【特長】
1. 保険期間中、経営者が万一の場合の大型保障で、企業を守ります。
 2. 保険期間中、解約返戻金を生存退職金の財源として活用できます。
 3. 保険料払込期間の短期払を選択すると、払込完了後の解約返戻金が全期払より多くなります。
 4. ご加入後保険料のお支払を中止し、その後も保障が続く払済終身保険に変更できます。

IV 型（定期保険型）：無配当 **定期保険**

～計画的な保障準備と資産準備にご活用いただけるプラン～

- 【特長】
1. 保険期間中、経営者が万一の場合の大型保障で、企業を守ります。
 2. 保険期間中、解約返戻金を生存退職金の財源として活用できます。
 3. 保険料払込期間の短期払を選択すると、短期集中払込みで将来の資産づくりができます。
 4. 保険期間は、勇退時期等に合わせて、最長98歳まで設定できます。

～安定した退職金制度が確立できます～

特定退職金共済 ～有能な人材の確保と定着を支援！従業員の退職金は中央会の特定退職金制度で！～

特定退職金共済制度（特退共）は、組合や中小企業が、①良い人材を確保し、組合や中小企業の更なる発展を図るために、②働く人々の勤労意欲を刺激し、従業員の定着率を高めるために、あるいは、③長年組合や企業の発展に貢献してきた退職従業員のハッピー・リタイアメントのために、千葉県中小企業団体中央会が特定退職金共済団体として、経営者に代わって従業員に対する退職金規程を設定し実施するもので、事業主はこの制度に加入することにより、個々の企業が退職金制度を設けたのと同じ効果が期待できます。

【特 長】

- ➡ 月々わずかな掛金で従業員の退職金を保証するものです。
- ➡ 掛金のご負担は全額事業主負担となりますが、従業員1人あたり月額30,000円まで損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。企業年金・中小企業退職金共済制度との重複加入も認められています。（他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。）
- ➡ 退職金は退職者の希望により、年金か一時金のどちらかで受け取っていただけます。
- ➡ 死亡退職については、プラスαが加算される等、退職金制度として魅力あるものとなっています。
- ➡ この制度の退職金・給付金は加入者である従業員（被共済者）に直接支払われます。

【掛 金】

- ➡ 1口1,000円として従業員1人につき最高30口（30,000円）まで加入できます。
- ➡ 掛金のご負担は全額事業主負担です。

【給付金】

- ➡ 退職年金、退職一時金、死亡退職一時金の3種類があります。
- ➡ 給付金はいかなる場合（懲戒解雇を含む）にも直接従業員へ支払われ、事業主にはお支払できません。

◎お問合せ・お申込みは、本会経営支援部共済担当（TEL.043-306-3282）

〔委託機関（引受保険会社）〕 三井生命保険㈱

千葉支社：TEL.043-225-7389 船橋支社：TEL.047-434-8017 柏支社：TEL.04-7164-7153

～従業員の福利厚生に役立ちます～

団体傷害保険

- ➡ 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「普通傷害保険」に最大37%割引の有利なご契約でご加入いただけます。
- ➡ 政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払いいたします。
- ➡ 従業員の福利厚生のお役に立ちます。

労災上乘せ共済

- ➡ 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「労働災害総合保険」に55%割引の有利な団体契約でご加入いただけます。

団体扱自動車保険

- ➡ 会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員の皆さまのマイカーも加入できます。
- ➡ 保険料を現金でご用意いただく必要はありません。（保険料はご指定の預金口座からの引落となりますので、保険料をご用意・お支払いいただく手間がかかりません。）
- ➡ 会員ならではのメリットは掛金が約5%の割引きでご加入いただけます。
- ➡ ご加入受付は随時承っております。

◎お問合せ・お申込みは、本会経営支援部共済担当（TEL.043-306-3282）

〔委託機関（引受保険会社）〕 三井住友海上火災保険㈱ 千葉支店 千葉第一支社 TEL.043-225-2716